

## 高度省エネ型(認定低炭素住宅) 必要書類【実績報告】

申請者		摘要欄		確認欄	
邸名					
番号	WEB上からダウンロードしたものをアップロードする書類等	請負	売買	事業者	事務局
	◆次の①～⑤は以下の手順で作成したものを提出してください。 WEB上で必要事項を入力→ダウンロード→内容確認のうえ押印等→アップロード				
1	令和4年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約	△	●		
2	耐震要件に関する同意書	-	●		
3	建築士による工事内容確認書(耐震・ZEH水準・認定) ・耐震性能 ・ZEH水準 ・認定低炭素住宅	○	○		
4	建築士による工事内容確認書(加算) ・三世同居加算 ・バリアフリー加算 ・地域住文化加算	○	○		
5	地域材に関する確認書	○	○		
<b>アップロードする書類等(申請事業者が準備するもの)</b>					
6	売買契約書	-	●		
7	対象住宅の着工直後の現地写真	-	●		
8	要件に係る工事の変更に関する工事請負契約書等 ※変更に伴う工事請負契約書等は必ず完了実績報告時に提出すること	△	-		
9	工事請負契約や売買契約に基づく「支払い記録」(8の変更分を含む) (支払い記録:領収書及び送金伝票等の写し)	●	●		
10	対象住宅の工事完了後の現地写真	●	●		
11	検査済証の写し	●	●		
12	低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し	●	●		
13	一次エネルギー消費量計算(4頁)の写し (認定申請時の所管行政庁の受付印、又は、指定確認検査機関の受付印があるもの)	●	●		
14	変更に係る低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し (変更に係る認定申請を行った場合)	○	○		
15	低炭素建築物新築等計画に基づく工事完了報告書の副本の一式の写し (行政庁への提出義務があり、所管行政庁の受付印がある場合)	○	○		
16	3、4の工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し	○	○		

17	確認申請の完了検査を申請した際の設計図書、または、認定申請の際の設計図書 ※設計図書・・・配置図、平面図、立面図4面 ※所管行政庁の受付印、又は、指定確認検査機関の受付印があるもの	●	●		
18	耐震・性能確認資料	○	○		
19	ZEH水準・性能確認資料	○	○		
20	バリアフリー加算・性能確認資料	○	○		
21	地域住文化加算・要件確認資料	○	○		
<b>アップロードする書類等(買主が準備するもの)</b>					
22	買主の印鑑登録証明書の写し(発効後3ヶ月以内のもの) 共同事業実施規約や耐震要件に関する同意書に実印を使用した場合 等	—	○		
<b>グループ事務局へメールで提出するもの</b>					
23	本チェックシート	●	●		
24	「住宅履歴管理システム」の登録が確認できる書類の写し	●	●		
25	瑕疵保険「現場検査合格通知書」の写し	●	●		
26	「えひめ癒しの家」使用数量確認書	●	●		
27	グループルール選択確認書(必須・目標) ※交付申請時に提出した書類にご記入ください	●	●		
28	<b>〈地域材加算を受ける場合のみ添付〉☆ツールへのアップロードは不要ですが事務局で確認するため☆ 使用する「地域材」の内容等が確認できる書類※ ※採択を受けた地域材の「主要構造材(柱・梁・桁・土台)」における使用割合が確認できる書類等</b>				
28   1	<b>a)地域材を取扱える事業者である認定書や登録書</b> 採択を受けた「地域材」を供給する構成員が当該地域材の取扱事業者として認定を受けていることが分かる資料 (地域材を証明する最終の事業者のみ)	☆	☆		
28   2	<b>b1)地域材の証明書</b> 補助対象となる住宅に地域材が使用されていることを証明する施工事業者宛ての書類の写し ・地域材の証明書の写し 例:合法木材証明書 (地域材を証明した最終の事業者)	☆	☆		
28   3	<b>b2)納品書や出荷証明書等</b> 補助対象となる住宅に地域材が使用されていることを証明する施工事業者宛に木材を納品したことを示す書類(地域材の使用量・使用割合が確認できるもの) ・木材の納品書、出荷証明書等の写し (地域材に該当するものには納品書等の写しにマーカー等で明示してください。)	☆	☆		

(摘要欄の凡例)

●: 必須書類

○: 該当する場合に必要となる書類

△: 交付申請時から変更がある場合

☆: 地域材加算がある場合

—: 該当なし

**\* 耐震関係、ZEH水準、各加算に関する確認資料と「建築士による工事内容確認書」について**

**【⑱ 耐震・性能確認資料】**

- ・「高度省エネ型・ZEH水準かつ構造対応」、「高度省エネ型・ZEH水準」で申請している物件は「⑱耐震・性能確認資料」の提出が必要です。
- ・性能確認資料(い)～(に)の書類 と 工事内容確認資料(a)～(d)の書類を提出してください。  
右欄・左欄に記載の書類内容を確認し対応してください。《注1》

性能確認資料	工事内容確認資料
(い)～(に)の何れか	左記の(い)～(に)を選択した場合、 (a)～(d)の何れか
(い) 長期優良住宅認定通知書、 長期優良住宅適合証、確認書等の写し、 設計内容説明書の写し (受付印があるもの)	(a)長期優良工事完了報告書の写し (所管行政庁の受付印があるもの)  <工事完了報告書の提出不要な行政の場合> ③建築士による工事内容確認書 及び ⑯工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し
(ろ) 設計住宅性能評価書、設計内容説明書 (受付印があるもの)	
(は) フラット 35S 設計検査に関する通知書、設計内容説明書(要審査済印、 <u>耐震性選択に限る</u> )	(b)建設住宅性能評価書  (c)フラット 35S 施工現場検査に関する通知書、適合証明通知書(要審査済印、 <u>耐震性選択に限る</u> )
(に) 建築士法による「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」 《注2》	(d)③建築士による工事内容確認書及び ⑯工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し
上記(い)～(に)の書類がない場合 (d)③建築士による工事内容確認書及び ⑯工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し	

《注1》

交付申請は「構造計算」で申請、完了実績報告で「壁量計算等による耐震等級2」に変更した場合、耐震性能の下方変更となり「廃止」となりますのでご注意ください。

《注2》

所在地欄には対象住宅の地名地番、備考欄には建築主名を記入していること。

【⑱ ZEH 水準・性能確認資料】

・「高度省エネ型・ZEH 水準かつ構造対応」、「高度省エネ型・ZEH 水準」で申請している物件は「⑱ZEH 水準・性能確認資料」の提出が必要です。

・性能確認資料(へ)～(り)の書類 と 工事内容確認資料(e)～(g)の書類を提出してください。  
右欄・左欄に記載の書類内容を確認し対応してください。

	性能確認資料	工事内容確認資料
	(へ)または(と)～(り)の何れか	左記の(へ)を選択した場合は(e)のみ、 または、(e)及び(f)～(g)の何れか
新 基 準	(へ) ⑱低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し <b>※新基準のもの</b>	(e)⑮低炭素建築物新築等計画に基づく 工事完了報告書の副本の一式の写し (要行政受付印)  <⑮提出不要な行政の場合> ③建築士による工事内容確認書 及び ⑯工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し
現 行 基 準	(と) ⑱低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し <b>※現行基準のもの</b> 及び ・BELS 評価書(2頁) <注3> ・一次エネルギー消費量計算(4頁)、 (BELS 評価機関の受付印のあるもの) <注3> ・「BELS の ZEH 等の基準および品 確法5-2の等級判定に関する計 算書」 <注3><注4>	上記項目(e) 及び (f)建設住宅性能評価書
	(ち) ⑱低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し <b>※現行基準のもの</b> 及び ・設計住宅性能評価書 <注5>	上記項目(e) 及び (g)③建築士による工事内容確認書 及び ⑯工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し
	(り) ⑱低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し <b>※現行基準のもの</b> 及び ・建設住宅性能評価書 <注5>	

### 《注3》

- ・BELS評価書は2枚つづりです。「評価の結果」のページも忘れずに提出してください。
- ・【ZEH水準】の「断熱等性能等級5」及び、「一次エネルギー消費量等級6」であることを確認してください。
- ・「一次エネルギー消費量計算(4頁)」、「BELSのZEH等の基準および品確法5-2の等級判定に関する計算書」は、原則、BELS評価機関の受付印のあるもの提出してください。
- ・BEIの値0.8以下(★の数が5つ)であることを確認してください。但し、太陽光発電等が一次エネルギー消費量計算に含まれる場合、BEIの値0.8以下(★の数が5つ)であっても要件を満たさない場合があります。  
※BEIの値は、「設計一次エネルギー消費量(その他の一次エネルギー消費量を除く)」を「基準一次エネルギー消費量(その他の一次エネルギー消費量を除く)」で除して得た値とし、再生可能エネルギー等(太陽光発電システム、コージェネレーションシステムの逆流によるエネルギーのこと。以下同じ)を除いたものです。
- ・店舗等の非住宅と併用する場合、BELS評価書は、住宅部分のみを対象として取得してください。
- ・認定低炭素を取得した際の一次エネルギー消費量計算からBELS取得時の一次エネルギー消費量計算の内容が変更になった場合は、必ず認定を取得した所管行政庁にご連絡頂き対応してください。(原則、認定申請・BELS申請ともに竣工時の仕様で取得してください。)

### 《注4》

#### 「BELSのZEH等の基準および品確法5-2の等級判定に関する計算書」

- ・太陽光発電、コージェネレーション設備が有る場合のみ添付してください。
- ・BELS評価機関の受付印のあるものを提出してください。
- ・(一社)住宅性能評価・表示協会のHPからダウンロードすることができます。

<https://www.hyoukakyukai.or.jp/bels/siryo.html>

上記アドレスにアクセスしていただくとExcel版「BELSのZEH等の基準および品確法5-2の等級判定に関する計算」(以下「計算書」という。)のダウンロードができます。

「はじめに(お読みください)」を必ず読んでいただいた上で使用してください。

また、今後予定される省エネ法関連の改正により、本計算書は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご承知おき頂きたく宜しくお願い致します。

### 《注5》

設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書(表紙および等級記載部)

- ・【ZEH水準】性能確認資料とする場合は「断熱等性能等級5」、及び「一次エネルギー消費量等級6」である必要があります。
- ・設計住宅性能評価で変更が生じた場合は変更の設計住宅性能評価書を取得してください。取得できない場合は当該評価書を活用することはできません。
- ・設計住宅性能評価書を性能確認資料とする場合は、③「建築士による工事内容確認書」及び⑩工事内容確認を行った建築士の免許証の写しも提出してください。

**【㉔ バリアフリー加算・性能確認資料】**

- ・性能確認資料(ぬ)～(る)の書類 と 工事内容確認資料(h)～(i)の書類を提出してください。  
右欄・左欄に記載の書類内容を確認し対応してください。

性能確認資料	工事内容確認資料
(ぬ)または(る)の何れか	(h)または(i)の何れか
(ぬ) 設計住宅性能評価書 (高齢者等級3)	(h)建設住宅性能評価書
(る) 建設住宅性能評価書 (高齢者等級3) 《注6》	(i)④建築士による工事内容確認書 及び ⑩工事内容確認を行った建築士の建築士 免許証の写し

**《注6》**

- 【バリアフリー加算】の性能確認資料とする場合は、**高齢者等配慮対策等級(専用部分)等級3**以上である必要があります。

**【㉕ 地域住文化加算・要件確認資料】**

- ・下記の書類を提出してください。

要件確認資料	工事内容確認資料
・完成写真 (グループの共通ルールで定める3つ以上の要素の設置状況の現地写真) ・平面図、立面図等 (グループの共通ルールで定める3つ以上の要素が確認できる平面図、立面図等)	④建築士による工事内容確認書 及び ⑩工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し

**【三世代同居加算・要件確認資料】**

- ④「建築士による工事内容確認書」及び ⑩工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写しを提出してください。(交付申請時から変更がある場合は平面図(配置図)の提出)

**【地域材加算・要件確認資料】**

- ⑤「地域材に関する確認書」を提出してください。